

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

令和5年7月31日

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
国土交通省海事局海洋・環境政策課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

厚生労働省、国土交通省及び環境省では、令和5年6月2日から令和5年7月2日まで、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集を行ったところ、ご意見はありませんでした。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政、国土交通行政及び環境行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施方法

- ①募集期間：令和5年6月2日（金）～令和5年7月2日（日）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、FAX及び郵送

2. ご意見総数

意見数：0件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局海洋・環境政策課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8118